

フリーソフトウェア運動の倫理的含意¹

京都女子大学 江口聰

本報告では、フリーソフトウェア運動の倫理的含意について考察したい。まず簡単にフリーソフトウェア運動の歴史をふりかえったのちに、90年代後半の「フリーソフトウェア対オープンソース」論争を見る。次にエリック・レイモンドのソフトウェア所有権に関する議論を吟味したい。

「ハッカー倫理」とフリーソフトウェア運動

リチャード・ストールマン、エリック・レイモンド、スタン・レビーらによれば、60年代から70年代初頭にかけてのコンピュータ専門家たちは、大学における研究生活のなかで、コンピュータプログラムのソースコードやその他の情報を互いに共有していたとされる。このような学術世界での情報共有の慣習が、初期のコンピュータ文化の基盤となった。ストールマンは「ソフトウェアの共有の歴史は、コンピュータそのものと同じほど古い」と言う。コンピュータ文化のそもそものはじめから彼らはソフトウェアを共有していたのであり、また、共有がなければ、ソフトウェア文化はいまあるような姿ではなかったであろうという。彼らコンピュータ専門家たちは、プログラムや情報やコンピュータ資源の共有を推奨する「ハッカー倫理」と呼ばれる倫理的見解をいだいていたとされる。

しかし70年代後半から80年代にかけて、企業が大学の内部に深く入りこんだ。企業は新しいシステムを提供したが、その際にユーザーに非開示契約にサインするように求めた。コンピュータソフトウェアは独占所有物となり、それによってハッカーコミュニティは崩壊した。この時点でソフトウェアと情報と資源の共有を是とするハッカー倫理は失なわれたとされる。

ストールマンは、非開示契約にサインし、ソフトウェアを独占所有物と認めれば、「汝の隣人を助け」られなくなると強く意識した。彼はソフトウェアの独占所有は次のような理由によって有害であるとする。

- 有用なソフトウェアの使用を阻害する。
- 社会的な連帯感を弱める。
- ソフトウェアを改善することを不可能にし、またそれによって、他の開発者がそのソフトウェアから学習したり、自由に創造的にソフトウェアを製作することを不可能にする。
- またそれによって有用なソフトウェアの開発を遅滞させる。

¹本論は本論は新星社から2003年刊行予定の『電子社会システム第5巻 情報倫理の構築』掲載予定の原稿に加筆訂正を加えたものである。

さらにこれに加えて、ストールマンはソフトウェアの独占所有の正当化を論駁する。

- 法律が行為の道徳的善悪を決めるわけではない。我々は悪法に従う義務を負ってはいない。むしろ、悪法を廃止するよう試みるべきである。
- ソフトウェア会社が、製作したソフトウェアに対して疑う余地のない自然な権利を持っていると想定するのは、有体物との悪しきアナロジーである。米国憲法および米国の知的伝統はこのような見解を否定している。知的所有権は自然的権利ではなく、政府が付与した人工的な権利にすぎない。むし逆に、知的所有権は占有であり、ユーザーがソフトウェア等をコピーする自然的権利を制限してしまっている。
- 金銭は開発者が新しいソフトウェアを製作する唯一のインセンティブではない。

このような議論の結論として、ストールマンはソフトウェアの独占所有にはなんの正当化もなく、われわれは自身の態度と世界とを変化させねばならないと主張する。次の引用は、ソフトウェアの共有に対する彼の倫理的理想的をよく表していると言えるだろう。

もしわれわれがジャングルに住みたいと思わないなら、われわれは態度を変えなければなりません。われわれは、適切なときには協働するようなひとがよい市民であり、他の人びとから奪いとるひとではないというメッセージを送りはじめなければなりません。わたしは、フリーソフトウェア運動がこのことに寄与することを望んでいます。少なくともひとつの領域で、われわれはジャングルを、自発的な協働をうながすようなもっと効率的なシステムで置きかえるでしょう。

彼自身が「純然たる道徳的選択」と呼ぶ選択によって、ストールマンは、フリーなオペレーティングシステムを作り、共有するコミュニティを作りあげるための組織体フリーソフトウェアファウンデーション(FSF)と GNU プロジェクト発足させた。彼とその協力者たちは、「コピーレフト」と呼ばれる著作権保護を逆手にとった考え方を採用した。それは誰もがプログラムを動かし、コピーし、変更し、配布することを許すが、誰もそれ以外の制限を加えることができないとするものである。コピーレフトの法的に明文化したものが GNU GPL (GNU general Public lisence、GNU 公衆使用許諾契約書)である。

おおまかにいって、GPL の条件の主要なポイントは次のようである。(1) GPL ソフトウェアをコピーし配布する際には、そのソースコードと GPL そのものを同時にコピーし配布しなければならず、それぞれのコピーに著作権表示と無保証の免責事項を記載しなければならない。(2) プログラムのコピーを変更し配布する際には、そのファイルを変更した旨、およびその日時を記載しなければならない。(3) そのプログラムの一部でも含むような作品を作った場合、そのプログラムも GPL そのものによってライセンスしなければならない。

この(3)のポイントは非常に重要である。たとえば、BSD ライセンスと呼ばれる一般的なフリーソフトウェアのライセンスは、そのソースコードの一部を使った場合にも、BSD の著作権を表示するだけで新しいプログラムを配布してよい。その変更箇所をユーザーその他のひとびとに明かにする必要はない。事実上、GPL の

(3)の条件は、誰かが GPL ソフトウェアを変更し独占所有物を作りあげるといったことが起こらないことを保証するわけである。

「オープンソース」

よく知られているように、フリーソフトウェアに対してコンピュータ専門家以外の人びとの注目を集めることになったのは、フリーなオペレーティングシステムである Linux システムの成功である。フィンランドの学生であったライナス・トーバルズは UNIX 互換のオペレーティングシステムのカーネルを開発し、GNU 他のフリーソフトウェアと結びつけることで、ほぼ完全なオペレーティングシステムを完成させた。そしてそれは、商用のオペレーティングシステムに勝るとも劣らぬ性能を発揮したのである。

Linux システムの成功のうちに、フリーソフトウェアコミュニティの一部の人びとは、「フリーソフトウェア」に替えて「オープンソースソフトウェア」という言葉を使い始めた。それは、「フリーソフトウェア」という言葉にある反商業主義的な響きと、その背後にあるイデオロギーを避けるためであったとされる。「オープンソース」陣営の指導的立場にあるエリック・レイモンドは、ビジネス界に大きな影響を与えた論文「伽藍とバザール」で次のように言う。

もしかすると、最終的にオープンソース文化が勝利するのは、協力が道徳的に正しいとかソフトウェアの「隠匿」が道徳的にまちがっているとかいう理由のためではなく（ちなみに後者についてはリーヌスもぼくもそうは思わない）、単にクローズドソフトの世界が、ある問題に有能な人びとの時間を幾桁も多くそぎ込めるオープンソースコミュニティーと、進化上の軍拡競争で張り合えなくなるからかもしれない²。

彼の論文が注目されたのは、理想主義的なストールマンと異なり、彼が現実的な主張を行なったからだろう。レイモンドたちが、ストールマン等による「フリーソフトウェア」という言葉を避け、「オープンソース」という語を採用したのには理由がある。レイモンドはこう語る。

「フリーソフトウェア」という言葉には、知的所有権への反発や共産主義といった、重役には到底受け入れられないイメージがつきまとっていたのである。・・・FSF が知的所有権に叛旗を翻している、共産主義的な立場をとっているなどという発想は、当時も今もむろん的はずれである。それは我々もわかっている。だが・・・問題になっていたのは、「フリーソフトウェア」というアイディアを広めようとする FSF の努力が我々に逆効果をもたらしていたことである。」

² 山形浩生の翻訳を、レイモンド本人の修正に応じて筆者の判断で変更してある。

つまりレイモンド等は、ストールマン等の素朴で過激な主張と理想を、ビジネスモデルとするために印象を柔らげようとしたわけである。ここに、ストールマンとレイモンドの態度のちがいがはっきりあらわれている。

このような判断と、それにともなう用語の変更は、ストールマンの立場からすれば容認できるものではない。「オープンソース」という言葉を用いることは、ストールマンの考えるフリーソフトウェア運動の核心部分、つまり道徳的な理想と原則を骨ぬきにしてしまうことだからである。ストールマンは次のように言う。

「オープンソース」という言い方は、高性能なソフトウェア作りの潜在的な可能性に焦点を合わせたものになる一方、自由、コミュニティ、原理原則といった我々の基本とするものを意図的に遠ざけたことになった。・・・彼ら(業界)の支援を得るために、自由や正義についてひかえめに語ることは、悲惨な結果につながりかねない。そんなことをすれば、ユーザーの獲得とコミュニティ倫理の普及のギャップがさらに拡張されてしまう。

この対立に関しては、ストールマンらも、トーバルドやレイモンドらも、同じような条件下でフリーソフトウェアを作成配布しているのであって、フリーソフトウェア運動全体の隆盛を見れば表面的なものでしかないという論評がしばしば行なわれる。しかし、ここでの対立は、まさにフリーソフトウェア運動は何をめざすものなのか、という運動の本質にかかわる点である。

ソフトウェア独占の擁護?

このような情報倫理学的な関心からすれば、フリーソフトウェア運動においてレイモンドが重要なのは、「伽藍とバザール」に続く論文「ノウアスフィアの開墾」で、フリーソフトウェア運動の思想と現実とのギャップを分析し、それをよりよく理解する糸口を提供したことにある。

ストールマン等の潔癖な態度は、必ずしもすべてのすべてのフリーソフトウェア作者たちに受け入れられたわけではない。特に90年代に入ってからは、いくつかのコミュニティでの思想的な対立や分裂が目立つようになった。特に、UNIX界で独占的な地位を占めていた優れたテキストエディターGNU Emacsと、その派生ソフトウェアである XEmacs の分裂は最たるものと言える。このような対立は何に起因し、どうすれば解決されるのか。

出発点としてレイモンドが観察したところによれば次のようなになる。フリーソフトウェアの開発は基本的に誰でも自由に改変配布してよいのであり、また改変は推奨さえされているのだから、ある一つのソフトウェアから、別々の方向性を持った複数の派生ソフトウェアが生産されることがありうるはずである。また GPL に表現された思想はそれを強くバックアップしているように見える。GPLのもとでは、ソフトウェアは、再配布と改変の自由を残すかぎり自由に改変してよい。ところが、実際にソフトウェアの開発が分裂したり、複数の開発方針に分岐することは非常に稀であり、また忌避され

ている。

たしかに、オリジナルの開発者が自分が作ったフリーソフトウェアに関心を失ない、開発が進まなくなったりした場合には、中心的な開発者が交代することはしばしばある。しかしこのような場合にはメーリングリストやネットニュース上でなれば公式の引渡し宣言が行なわれることが多い。また、ごく稀に開発方針についての意見が対立し、開発グループの分裂が生じた場合には、多くの正統性の弁明が行なわれる。実際に、GNU Emacs から分離した XEmacs 陣営は多くの言葉をついやして自分たちの選択が客観的に見てやむをえないものであったことを説明、正当化しようと努力している。

レイモンドの問いは、まさにこの点にかかわる。GNU に代表されるフリーソフトウェア運動のポイントは、その理想にそって作られたソフトウェアを誰もが自由に改変し再配布することができる、というところにあったはずである。それならばなぜ、あるソフトウェアの開発の主流派となんらかの理由で反目し分離しようとする人びとは自分たちの正当性をことさら説明しなければならないのか。

レイモンドの観察と推論によると次のようになる。フリーソフトウェアの開発には、実は、所有権に関する非常に厳格な暗黙の慣習があるのだという。どのようなライセンス条件をつけようと、フリーソフトウェアの開発の主導権は、そのプロジェクトを開発した人々か、明示的にその人々から主導権を譲渡された人々か、あるいは、もとの開発者が関心を失なったことによって「所有者」がいなくなったりしたプロジェクトについて、関心を持つコミュニティで開発の再開を宣言し、コミュニティの暗黙の承認を得た上で行なう人々だけにある。このようなソフトウェア開発者文化における暗黙の慣習は、実は 17 世紀の哲学者ジョン・ロックが土地の所有に関して提出した自然権論—労働所有理論—に似た私的所有の観念を含んでいるのだという。すでに見たように、ストールマンはソフトウェア所有の自然権的理論を厳しく退けるのだが、現実のハッカーコミュニティーは暗黙のうちにそれを認めていたとレイモンドは指摘するのである。

しかし、なぜそのような擬似的な所有権がフリーソフトウェア開発者の間で認められるのだろうか。レイモンドによれば、フリーソフトウェアの開発者たちはソフトウェアの開発によってやはり利益を得ているのであり、それは主としてコミュニティでの評判である。ストールマンが主張したように、単なるプログラミングの楽しみや利他主義だけではないだろう、という。

ストールマンの理想主義的な主張と比較して、レイモンドの分析は現実のプログラマたちの行動をよく反映していると言えるだろう。「情報は自由であるべきだ」というストールマンの一面向的な理想に対して、実際にはさまざまな規範が自生的に作用していることを示した。レイモンドや、レッドハットソフトウェア、オーライリー出版社等は、彼の洞察を実際にビジネスモデルとして利用し、十分な成功を納め、また、彼の指摘通り、ストールマン等も開発モデルの変更を余儀なくされたのである。

「オープン・ソース」はビジネス界の一つの標語になった。

レイモンドの議論の問題

レイモンドの議論には、いくつかの重要な欠点がある。まず第一に、彼はフリーソフトウェア開発の原則・理想と、その実際の慣行を混同している可能性がある。彼は、フリーソフトウェア開発者た

ちも実際のところはソフトウェアの所有権を認めているのだから、ソフトウェアの所有権を認めることができると示唆しているわけだが、ひとびとがなに行ない何を求めているかということから、ひとびとが何をする自由があるか、また何をする自由をもつべきかということは直接には帰結しない。

また、レイモンドの観察によって示されたのは、実際のところは、ソフトウェアそのものの所有ではなく、ソフトウェア開発プロジェクトの(独占的)所有でしかない。そしてこの事実は別様にも解釈できるかもしれない。土地や食物などは稀少な資源であり、それを所有することは他の人びとを排除することを意味する。したがって、このような事物について所有権を認めることは常識的にも理にかなっている。しかし、ソフトウェアのような無体物、知的生産物についてはそのような排他的な関係はない。むしろ、ソフトウェア開発において稀少なのは、人的資源である。ソフトウェア開発には熟練したプログラマの大量の時間その他の資源を必要とする。フリーソフトウェアを作成する意志と能力のあるプログラマたちと、開発に必要な時間は、まさに稀少資源である。このような点では、開発プロジェクトはもはや物理的といってよいほどの実体をもっているわけである。レイモンドが観察したものは、このような稀少資源を奪いあう開発プロジェクトを誰が所有するかに関してのコミュニティの暗黙の慣習でしかないかもしれない。したがって、フリーソフトウェア開発者たちが実際にソフトウェアそのものの所有の権利を認めているとは必ずしも言えない。

しかし私見によれば、レイモンドはもっと洗練された形の議論を提出することもできたはずである。ここでは詳しく触れる余地はないが、彼はジョン・ロックの所有権論から論考のアイディアを得たが、我々から見れば、むしろより洗練され説得力のある議論を行なったデヴィッド・ヒュームをも参照すべきだっただろう。ヒュームもロックと同様に所有権の根拠づけを行なっている。彼は、広く認められている社会的慣行を分析し、誰にも帰属してないものは、それを最初に発見した人の所有物となる、等に代表される所有の権利を認める諸規則を挙げている。ロックによればこのような権利は神が与えた自然の権利であるわけだが、ヒュームによれば、このような規則は、一般に利己的で限られた寛大さしか持たない人間たちが、資源が稀少であるという自然的条件のもとで、有用性のために受けいれるであろう人為的に取り決めでしかない³。

そして、「名声」や「評判」はその本性からして、ある意味で稀少で排他的でなければならない。つまり名声や評判は他との差異を前提としており、誰もが同じように持つことができるようなものではない。むしろレイモンドがソフトウェアの所有を正当化する際に行なうべきことは、上のような議論の土台の上でソフトウェア開発者たちの実際の動機をより詳細に分析することであったと思われる。このような土台にのせてはじめて、ソフトウェア開発者たちの動機が、ストールマンが言うような利他的な動機だけでなく、名声その他の利益であるとするレイモンドの指摘は興味ぶかいものになるように思われる。

³ David Hume, *A Treatise of Human Nature*, Book 3, Selby-Bigge (ed), Clarendon Press。ロックとヒュームの所有の理論についての明快で示唆に富む解説は内井惣七『自由の法則 利害の論理』ミネルヴァ書房、1988、第2-3章を参照せよ。

情報の共有の倫理性再考

さて、ストールマン/FSF陣営とレイモンド/オープンソース陣営の微妙な対立から我々は何を読みとることができるだろうか。ここでわれわれは、フリーソフトウェア開発者たちが共通に持つ傾向性を指摘することができると思う。ストールマン陣営は、「情報の共有」という高い倫理的理想的理想をかける。彼らにとっては情報の共有はよりよいソフトウェア開発とよりよい生活のための手段であり、社会変革の手段であると同時に、それ自体に高い価値を見出していると言えるだろう。

フリーソフトウェア開発者たちのなかには、情報の共有は単なる手段でしかなく、むしろ技術の進歩発展の方が重要であると考える人びとがいる。そしてそれに対応して、レイモンドのように、フリーソフトウェア運動の道徳的な含意を解体しようとする人びともいる。

ここで手がかりになるのは LINUX カーネルの開発者ライナス・トーバルズである。彼は、LINUX の配布に際して GPL を採用したのはストールマンの考え方と共感したからというよりは、GNU システムとソースコードを使いたかったからであると述べている。そして、LINUX 開発そのものをはじめたのは、彼がそれを欲しかったからであり、それが楽しかったからであると言う。この言葉と、フリーソフトウェア運動の生産物を概観すれば、一つの自明の事実に気づかされる。あまりにも当然視されているが、フリーソフトウェアは、その作成者自身が(楽しんで)使うツール・ゲーム群がほとんどだという事実である。

これは実際のところ当然である。ストールマン自身についても、ソースコードを読み変更する必要を感じたのは、彼自身が使っているシステムが彼の求めるものを達成するに十分でないからであった。レイモンドが『伽藍とバザール』で指摘しているように、一般にフリーソフトウェアは開発者の要求と必要性から生まれ、それが複数の人びとに使われることによって成長し発展する。

そしてこれが、一般にフリーソフトウェアが独占的ソフトウェアに比較して一般の素人コンピュータユーザー向けでないとされる原因でもある。開発者は一般にコンピュータやネットワークのエキスパートであり、彼らは一般人向けの「簡単な」インターフェースは必要としない。彼らが必要とするのはシンプルで高性能なものであり、また改造等によって創造性を發揮できるようなシステムであって、必ずしも通俗的な意味で「ユーザーフレンドリー」である必要はない。

これが、フリーソフトウェア付属するべきわかりやすいフリーなドキュメントが、慢性的に不足している原因でもあることにもすぐに気づかれるであろう。エキスパートにとっては情報が過不足なく説明されていることが必要なのであり、いわゆる初心者用のガイドが強く要求されることはない。

もちろん、ストールマンらも開発者たちが求める名声やその他の利益を悪しき「エゴ」とみなしたりはしないだろう。むしろ名声や評判への欲求は、積極的に推奨されるべきであるとさえ認める。また、開発者たちの動機がレイモンドが示唆するほど自己利益に傾いたものであるとも言いきれないだろう。しかし、もし開発者たちの主要な動機がレイモンドが指摘するようなものであることを開発者たち自身が積極的に認めるようになれば、フリーソフトウェア運動全体の色彩は現在とは別のものになるかもしれない。フリーソフトウェア作成が「親切心」や「慈善行為」ではなく、むしろ開発自体の楽しみと、付随的な名声欲などによって動かされるものであると認めるならば、それはさらに研究

者の共同体における研究とその成果発表に近いものになるだろう⁴。そして、開発者以外の社会にとっての課題は、いかにして独占所有による経済的利益以外に、開発者やドキュメントライターたちに、十分なインセンティブを与えるか、ということになる。

この問題は特に、さらにソフトウェアや情報の共有が一般的になれば重要になるはずである。というのは、先に指摘したように、開発者たち自身が利用するものについては自発的な開発と成長が望まれるが、初心者向けドキュメントに代表されるようなタイプの情報やソフトウェアの情報共有を促進するインセンティブは、ツール群に比べて少ないものになるだろうからである。そしてその理由は名声という報賞は、ある意味排他的でなければ成立しない稀少資源であるつまり、他の人との差異に依存する一からである。

参考文献

- 白田秀彰「著作権の原理と現代著作権理論」、1998,
<http://orion.mt.tama.hosei.ac.jp/hideaki/theory.htm>
- 山根伸二、「ハッカーとフリーソフトウェア運動の諸問題」、
<http://www.vacia.is.tohoku.ac.jp/~s-yamane/articles/hacker/hakuhodo.html>
- 名和小太郎『サイバースペースの著作権』、中公新書、1996。
- 苗村憲司『マルチメディア社会の著作権』、慶應義塾大学出版会、1997
- 渡辺保史『デジタルコンテンツの知的所有論』、オライリー・ジャパン、1998。
- GNU プロジェクト『GNU プロジェクトの思想』、<http://www.gnu.org/philosophy/philosophy.ja.html>
- Richard Stallman, ``Why Software Should be Free'', 1992.
- エリック・レイモンド「伽藍とバザール」、1997、山形浩生訳
<http://www.post1.com/~hiyori13/freeware/cathedral.html>
- エリック・レイモンド「ノウアスフィアの開墾」、1998、山形浩生訳、
<http://www.post1.com/~hiyori13/freeware/noosphere.html>
- Helen Nissenbaum, ``Should I Copy My Neighbor's Software?'' in Debrah G. Johnson & Helen Nissenbaum (eds.), *Computers, Ethics & Social Values*, Prentice Hall, 1995.
- 『情報倫理学研究資料集 I』FINE プロジェクト、1999 に神崎宣之による紹介がある。
- 越智貢、土屋俊、水谷雅彦編『情報倫理学：ネットワーク時代のエチカ』ナカニシヤ出版、2000。特に第 9 章名和小太郎「著作権におけるトレードオフ」

⁴ 「研究業績」については、水谷雅彦、「知を「所有」するとはいかなることか---「研究業績」という奇妙な制度について」、大庭健、鷺田清一編、『所有のエチカ』、ナカニシヤ出版、2000 が興味深い分析を行なっている。

- 水谷雅彦、「知を「所有」することはいかなることか---「研究業績」という奇妙な制度について」、大庭健、鷲田清一編、『所有のエチカ』、ナカニシヤ出版、2000。
- ク里斯・ディボナ他編『オープンソース』、倉骨彰訳、オライリー・ジャパン、1999。
- 川崎和哉(編著)、『オープンソースワールド』、翔泳社、1999。